

# 参 考 資 料

平成 30 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

# 目 次

内 容		頁
報告第 1 号 関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
議案第 31 号 関係	寝屋川市災害派遣手当に関する条例及び寝屋川市ラブホテル建築規制条例の一部改正	26
議案第 32 号 関係	寝屋川市都市公園条例の一部改正	29
議案第 33 号 関係	有功者の選定（林 信 夫）	31
議案第 34 号 関係	有功者の選定（岩 根 浩 仁）	31
議案第 35 号 関係	有功者の選定（太 田 潤）	31

## 寝屋川市税条例の一部改正

(平成 30 年 3 月 31 日専決)

### 1 改正理由

『地方税法』の改正により、平成 30 年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整等が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

### 2 主な改正内容

#### (1) 法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金

(第 12 条、第 49 条、附則第 4 条、附則第 5 条関係)

法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、納付すべき税額を減少させる更正があった後に、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合には、延滞金の計算期間から一定の期間を控除することとする。

#### (2) 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例 (附則第 16 条、附則第 18 条、附則第 20 条、附則第 22 条、附則第 24 条、附則第 25 条、附則第 27 条、附則第 29 条、附則第 36 条関係)

平成 30 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとする。

#### (3) その他、『地方税法』の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税に関わる規定の整理を行うこととする。

#### (4) 附則

ア 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(1)に係る改正後の規定は平成 29 年 1 月 1 日以後に所定の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用し、改正後の規定中固定資

産税及び都市計画税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税  
及び都市計画税について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(専決処分の報告 地方自治法第 179 条第 3 項)

## 寝屋川市税条例

No.1

改正案	現行
(年当たりの割合の基礎となる日数) 第12条 前条、第37条第2項、第46条第3項、第47条第2項、 <u>第49条第1項及び第4項、第61条第2項、第82条第2項、第109条第5項、第112条第2項、第122条第2項並びに第124条第2項</u> の規定に定める延滞金の額の計算につきこれら <u>の規定に定める年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u>	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第12条 前条、第37条第2項、第46条第3項、第47条第2項、 <u>第49条</u> 、 <u>第61条第2項、第82条第2項、第109条第5項、第112条第2項、第122条第2項及び第124条第2項</u> の規定に定める延滞金の額の計算につきこれら <u>の規定に定める年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u>  (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第49条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 第46条第5項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定にかかるわらず、

改正案	現行
<p>次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があることを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第49条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第49条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第47条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第49条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第49条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項</p>	<p>2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項</p>

改正案	現行
<p>の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間での適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第46条第5項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第49条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第49条第4項の申告書の提出期</p>	<p>の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間での適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<u>限までの期間」と読み替えるものとする。</u>	
6 第47条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる期間（偽偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第49条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第49条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。	(固定資産税の納税義務者等) 第62条(略)
(固定資産税の納税義務者等)	2～6(略)
7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附	2～6(略) 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附



改正案	現行
<p>ント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められた申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これら規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略) 2~18 (略)</p> <p>19 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受ける者がすべき申告)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>ント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められた申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日ににおける当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.73パーセントの割合で除して得た数を年12.775パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第14条 (略) 2~18 (略)</p> <p>19 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受ける者がすべき申告)</p> <p>第15条 (略)</p>	

改正案	現行
2 (略)	2 (略)
	3 法附則第 15 条の 8 第 1 項又は第 2 項の賃家住宅の敷地の 用に供する土地について、施行令附則第 12 条第 9 項の規定 の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、 施行規則附則第 7 条第 4 項各号に掲げる書類を添付した申 告書を市長に提出しなければならない。 (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者には、住所及 び氏名又は名称)
	4 法附則第 15 条の 8 第 1 項の家屋について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市 長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに施 行令附則第 12 条第 8 項に規定する従前の権利に対応する 部分の床面積 (3) (略)
	4 法附則第 15 条の 8 第 2 項の賃家住宅について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年
	5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の賃家住宅について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

改正案	現行
<p>の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第1項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに施行令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p>	<p>の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第1項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに施行令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<u>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同     條第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規     定の適用を受けようとする者は、同條第 4 項に規定する居住     安全改修工事が完了した日から 3か月以内に、次の各号に掲     げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各     号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同     條第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規     定の適用を受けようとする者は、同條第 4 項に規定する居住     安全改修工事が完了した日から 3か月以内に、次の各号に掲     げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各     号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 施行令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住 所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4) 施行令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住 所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5) (略)	(5) (略)
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第 12 條第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び 介護予防住宅改修費	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第 12 條第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び 介護予防住宅改修費
(7) (略)	(7) (略)
<u>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同條     第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定     の適用を受けようとする者は、同條第 9 項に規定する熱損失     防止改修工事が完了した日から 3か月以内に、次の各号に掲     げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各     号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	<u>9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同條     第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定     の適用を受けようとする者は、同條第 9 項に規定する熱損失     防止改修工事が完了した日から 3か月以内に、次の各号に掲     げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各     号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 热損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12	(5) 热損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12

改正案	現行
<u>第29項に規定する補助金等</u>	<u>第38項に規定する補助金等</u>
(6) (略)	(6) (略)
9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 热損失改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等	(5) 热損失改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等
(6) (略)	(6) (略)
11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各	12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各

改 正 案	現 行
<p>号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義) 第16条 次条から附則第33条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第20条の場合には 法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第22条の場合にあつては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義) 第16条 次条から附則第33条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第20条の場合にあつては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第22条の場合にあつては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>

改 正 案	現 行
<p>年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けるとときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度分の固定資産税に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る前項の規定の適用を受ける商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度分の固定資産税の課税標準とみなす。</p>	

改 正 案	現 行
当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には_____、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度分の固定資産税の課税標準額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額に乘じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の規定に定めた率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該商業地等に係る当該年度分の規定に定めた率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額とする。

改正案	現行
<p>定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 20 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p>	<p>定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 20 条 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p>

改正案	現行
を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
負担水準の区分	負担水準の区分
0.9以上のもの～0.7未満のもの	0.9以上のもの～0.7未満のもの
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)	(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第21条 (略)	第21条 (略)
第22条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法定第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらに規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農	第22条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法定第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらに規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農

改正案	現行
地調整固定資産税額とする。	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には_____、同項の規定にかかるらず、当該固定資産税額とする。（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかるらず、当該固定資産税額とする。（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</u></p>

改正案	現行
<p>た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2. 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には</u>、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度にあつては、前項の規定にかかる</u>、当該都市計画税額とする。</p>	<p>た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかる</u>、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度にあつては、前項の規定にかかる</u>、当該都市計画税額とする。</p>

改正案	現行
<p>分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、第 1 項の規定にかかるとおり、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるとおり、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、第 1 項の規定にかかるとおり、当該都市計画税額とする。</p>	<p>分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、第 1 項の規定にかかるとおり、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度分の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、第 1 項の規定にかかるとおり、当該都市計画税額とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>べき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第 25 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>べき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第 25 条 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>

改正案	現行
0.9以上のもの～0.7未満のもの (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)	0.9以上のもの～0.7未満のもの (略)
第26条 (略) 第27条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	<p>第26条 (略)</p> <p>第27条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、</p>

改正案	現行
<p>当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には_____、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第29条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第36条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものと</p>	<p>当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第29条 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第36条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものと</p>

改正案	現行	行
<p>し、法第 349 条の 3、第 349 条の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に對して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 120 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 18 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに對して課する特別土地保有税については、第 120 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p>	<p>し、法第 349 条の 3、第 349 条の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に對して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 120 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 18 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間にされたものに對して課する特別土地保有税については、第 120 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p>	<p>3 ~ 5 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(法人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の寝屋川市税条例(以下「新条例」という。)第49条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。</p>	

(議案第 31 号関係)

## 寝屋川市災害派遣手当に関する条例及び 寝屋川市ラブホテル建築規制条例の一部 改正

### 1 改正理由

『旅館業法』の改正（ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホ  
テル営業とすることとされたこと）に伴い、同法の引用に関わる規定の整理を行  
うため、本条例等の一部を改正する。

### 2 改正内容

(1) 次に掲げる条例の規定中、『旅館業法』の引用条項等を改める。

ア 寝屋川市災害派遣手当に関する条例

イ 寝屋川市ラブホテル建築規制条例

(2) 附則

施行期日 平成 30 年 6 月 15 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市災害派遣手当に関する条例及び寝屋川市ラブホテル建築規制条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市災害派遣手当に関する条例（第1条関係）

改 正 案		現 行	
別表（第2条第1項関係）		別表（第2条第1項関係）	
利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）
滞在した期間	（1日につき）	滞在した期間	（1日につき）
30日以内の期間～60日を超える期間	（略）	30日以内の期間～60日を超える期間	（略）

備考

1 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定するもの）を目的とする施設以外の施設をいう。

2 （略）

2 寝屋川市ラブホテル建築規制条例（第2条関係）

改 正 案		現 行	
(定義)		(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1) 旅館等 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）		(1) 旅館等 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）	

改 正 案	現 行
第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業をいう。(2) (略)	第2条第2項、第3項及び第4項に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業をいう。)を目的とする建築物をいう。
附 則 この条例は、平成30年6月15日から施行する。	(2) (略)

## 寝屋川市都市公園条例の一部改正

### 1 改正理由

『都市公園法施行令』の改正により、運動施設に関する制限（運動施設の敷地面積の割合）について条例で定めることとされたため、本条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 運動施設に関する制限（第2条の6関係）

一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないこととする。

※ 当該割合は、参酌すべき基準として政令で定める割合と同じ割合である。

#### (2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

## 寝屋川市都市公園条例

No.1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1章の2 都市公園の設置（第2条の2－第2条の6）</p> <p>第2章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公園施設の設置基準の特別の場合）</p> <p>第2条の5（略）</p> <p>（運動施設に関する制限）</p> <p>第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1章の2 都市公園の設置（第2条の2－第2条の5）</p> <p>第2章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公園施設の設置基準の特別の場合）</p> <p>第2条の5（略）</p> <p>（運動施設に関する制限）</p> <p>第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

(議案第 33 号～議案第 35 号関係)

寝有選第3号  
平成30年4月9日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会

委員長 中谷 廣一



寝屋川市有功者の推薦について（答申）

平成30年4月9日付け、経市第33号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

記

	(氏名)	(該当基準)
1	林 信夫	規則第2条第1項第6号該当
2	岩根 浩仁	規則第2条第1項第6号該当
3	太田 潤	規則第2条第1項第7号該当

〔議案第33号～議案第35号 根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第2条

